## 長岡市公告第41号

簡易評価型プロポーザル方式による長岡市地元就職・U・Iターン支援事業業務委託の実施について(公告)

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和6年2月26日

長岡市長 磯田達伸

#### 1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、長岡市地元就職・U・Iターン支援事業業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者に優先交渉権を与え契約を締結するものです。

## 2 委託概要

- (1) 委託名 長岡市地元就職・U・Iターン支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで(予定)
- (3)目 的 長岡市としてインターネットやSNS等を活用し、積極的に市内外の 学生に向けて市内企業の就職情報やインターンシップ情報、就職活動に 関連するイベント情報を発信するもの。

また、学生を対象とした就職相談会や合同企業説明会の開催等を実施し、地元就職やU・Iターン就職の機会創出に取り組むもの。

併せて、社会人のU・I ターン転職の促進を図るため、学生向けの就職情報と同様に、市内企業の就職情報提供に取り組み、各年齢層のU・I ターンに対応できる事業展開を行うもの。

## 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であること を要する。

- (1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する有料職業紹介事業の認可を受けている事業者であること。
- (2) 過去2年間以内に本業務と同種の業務または類似の業務を実施した業績を有する者であること。
- (3) 市との打ち合わせや連絡調整に対して、電話やメール対応だけでなく、市役所開庁 時間内に迅速に行うことができること。さらに、効果的な企画立案や広報体制が整 備されていること。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) この公告日以降に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続 開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手 続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

# 4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、<u>令和6年3月4日(月曜日)午後5時まで</u>に「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(様式1)を長岡市商工部産業立地・人材課 人材・働き方政策室に提出してください。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」(様式2)も併せて提出することとします。

提出方法は、持参、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

## 5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、<u>令和6年3月8日(金曜日)午後3時まで</u>に、 当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式3)によ り質問することができます。

質問に対しては、令和6年3月13日(水曜日)までに、質問回答書を長岡市ホームページに公表します。

## 6 提案書の提出について

提案書は、別に定める「長岡市地元就職・U・Iターン支援事業業務委託簡易評価型 プロポーザル実施要領」を熟読のうえ作成し、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年3月18日(月曜日)午後5時(必着)
- (2) 提出方法 7部を持参又は郵送(配達確認ができるものに限ります。提出期限までに必着のこと。)
- (3) 提出先 長岡市商工部産業立地・人材課 人材・働き方政策室

住所 〒940-0062長岡市大手通2-6フェニックス大手イースト6階

電話 0258-39-2228 (直通)

FAX 0258-36-7385

Email koyou@city.nagaoka.lg.jp

# 7 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全てに該当する者の中から、 提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が提案上限額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが規定時間内で完了していること。

# 8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の 説明を書面で求めることができます。

# 9 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案書に記載された内容は、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (4) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (6) 長岡市議会において、等業務に関わる議案が否決等された場合は、選考を中止します。